

千葉市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第49号

千葉市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則
千葉市中心身障害者扶養共済条例施行規則（平成4年千葉市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「5月末日」を「6月末日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該年金受給権者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、当該年金受給権者の同意を得て、市長が本市の住民基本台帳に記録されている当該年金受給権者の事項を確認できるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。

様式第33号を次のように改める。

様式第 3 3 号

年金証書番号	
--------	--

年金受給権者現況届出書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

千葉市中心障害者扶養共済条例第 21 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 金 受 給 権 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名			
	住所			
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 () 2 無		

(年金受給権者又は年金管理者)

年金受給権者と同じ(記入不要)

氏 名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所

連絡先電話番号

(携帯電話など平日、日中の連絡先) - -

注 「年金管理者」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたい場合は、保健福祉センターで記入して差し支えありません。
 下記に同意しない場合又は年金受給権者が千葉市外に在住している場合は
 添付書類 住民票の写し(住民票の写しを添付できない場合は、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の抄本)(※コピー不可)

年金受給権者現況届出書に関する事務処理に必要な範囲内で、千葉市の住民基本台帳に記録されている事項を、千葉市が確認することについて、

同意する場合は、こちらに○を付してください。 有

同意しない場合は、こちらに○を付してください。 無

※年金管理者が記入する場合は、必ず年金受給権者ご本人の同意の有無を確認してからご記入ください。

附 則

- 1 この規則は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。